

# TMI Associates Newsletter

WINTER 2014  
**Vol.18**

TMI 総合法律事務所

## CONTENTS

- P.1 ミャンマー労働法②
- P.3 Russia's Offshore Fields Projects: Fiscal (and Shelf Operations) Relief Has Come
- P.4 中国商標法第3次改正について
- P.7 インド土地収用法改正
- P.10 シンガポールにおける新たな外国人労働者規制について
- P.12 TMI月例セミナー紹介、書籍紹介

## ミャンマー労働法②

— 弁護士 行方國雄  
— 弁護士 堤 雄史

第2回となる本稿においては、労働および技術向上法、最低賃金法、社会保障法について解説する。

### 第4 労働および技術向上法

#### ① 施行時期

労働および技術向上法は雇用および訓練法に代わる法律として2013年8月30日に成立し、同年12月1日に施行された。

#### ② 雇用契約締結義務

これまで、外国投資法に基づく会社および経済特区法に基づく会社においては、雇用契約を労働者と締結する義務が課されていたものの、会社法に基づく会社は雇用契約締結義務を特段課せられていなかった。しかし、労働および技術向上法の施行により、会社法に基づく会社においても、政府における常勤労働者、研修者および試用期間中の者を除き、

使用者は労働者の雇用開始後30日以内に労働者と雇用契約を締結しなければならない(労働および技術向上法5条1項)。雇用契約締結後、当該契約書の写しを管轄労働局に送り、確認を得なければならない(同条7項)。なお、雇用契約を締結しない場合は、罰則として、6ヶ月以下の懲役または罰金、もしくはその両方が科せられる(同法38条1項)。

#### ③ 雇用契約書

従来、雇用契約書の必要的記載事項に関する規定は存在しなかった。しかし、労働および技術向上法の施行により、表1に記載している事項を雇用契約書に記載しなければならない(同法5条2項)。必要的記載事項を雇用契約書に規定していない場合、罰則として、3ヶ月以下の懲役または罰金、もしくはその両方が科せられる(同法39条)。

したがって、既にミャンマーに進出している企業においては、雇用契約書の内容を再度検討する必要がある。もっとも、既に締結済みの契約については、当該契約期間が終了するまでは有効である旨の経過措置も規定されているため(同法5条8項)、実務上は契約を更新する際に留意しなければならない。また、今後ミャンマーに進出する企業は、本法の規定に則した内容の雇用契約書を労働者との間で締結する必要がある。

表1. 雇用契約書の必要的記載事項

- ①職種、②試用期間、③給与、④勤務地、⑤契約期間、⑥労働時間、⑦休暇および休日、⑧時間外労働、⑨勤務中の食事の手配、⑩宿泊施設、⑪医療手当、⑫仕事および出張における車の手配、⑬労働者が遵守すべき規則、⑭研修参加後に継続して勤務しなければならない期間、⑮退職および解雇、⑯期間満了時の対応、⑰契約において規定されている遵守すべき義務、⑱合意退職、⑲その他、⑳懲戒の規定、修正、追加の方法、㉑雑則

#### 4 解雇規制

解雇に関しては法律上の規制は存在しなかった。しかし、労働および技術向上法において、契約期間満了前に契約を終了させた場合の支払に関して、労働・雇用・社会保障省が通知を發布し、当該通知により補償内容を規定する旨規定された(同法5条4項)。そのため、当該通知が發布された時点には、解雇時に一定額の補償を行うことが法律上求められることとなる。2013年12月5日時点においては当該通知は發布されておらず、今後の動向に留意する必要がある。

#### 5 技術向上基金への支払

労働および技術向上法に基づき、技術向上基金への支払義務が規定された(同法30条1項)。

技術向上基金とは、本法に基づき設立される基金であり、主に次の3つの目的のために設置される(同法26条)。すなわち、①労働技術の向上のための研修および訓練、②契約終了後他の職種に移動する際の必要な技術に関する研修、③これらの研修を実施するために必要な資金の融資である。

技術向上基金への支払義務を負うのは、産業およびサービス業の使用者であり、管理監督者およびそれ以下の職位の労働者に対する支払賃金総額の0.5%以上をadmission feeとして毎月支払わなければならない(同法30条1項)。ただし、止むを得ない事情がある場合には免除が認められる(同法31条2項)。

当該支払を怠った場合、罰則として、6ヶ月以下の懲役または罰金、もしくはその両方が科せられる(同法38条2項)。

### 第5 最低賃金法

#### 1 施行時期

従来の最低賃金法(The Minimum Wages Act)(1949年)は、精米産業および葉巻産業についてのみ規定しており、かつ、規定額が現状にそぐわない低廉な金額であったため、新たな最低賃金法を制定する必要性が高まっていた。そのような状況下において、従来の最低賃金法を改正する形で、新たな最低賃金法が2013年3月22日に成立し、同年6月4日に施行された。

#### 2 適用対象者

同法はいかなる事業において働く労働者に対しても適用される(最低賃金法14条)。ただし、家族による事業における家族、政府または地方政府の公務員、船員は対象外である(同法2条(a))。

#### 3 最低賃金の決定方法

関心が高いと思われる最低賃金額については、具体的な額は規定されておらず、政府により組織される国家委員会が

通知により最低賃金を決定するとされている(同法6条)。その際、労働者および家族にとっての必要性、既存の給与、社会保障給付金、生活費およびその変化、耐え得る生活水準、雇用機会および製品の発展、国内総生産等が考慮される(同法7条)。なお、国家委員会とは、最低賃金を公正に定めるため、関係政府機関、労働者、労働組合、使用者組織の代表者、および最低賃金に関する事項に専門知識を有する専門家により構成される機関である(同法3条(a))。

最低賃金が決定されるまでの流れとしては、はじめに、関連する連邦直轄領、管区または州委員会が最低賃金を決める基礎事実の調査を行った上で国家委員会に対して所定の方法に基づき最低賃金率に関する提案を提出し(同法8条)、官報および新聞に同提案を掲載する(同法10条(a))。同提案に異議がない場合、国家委員会は、連邦政府の承認を得た上で、最低賃金率を決定する(同条(b))。異議がある場合、連邦直轄領、管区または州委員会は再交渉を行い、再度最低賃金率に関する提案を行う(同条(c))。この再提案について精査され、連邦政府の承認を得た上で最低賃金率が決定される(同条(d))。当該最低賃金率に不服のある者は、最高裁判所に申し立てを行うことができる(同法11条)。

経済特区において働く労働者の最低賃金の決定方法に関しては、経済特区管理委員会が投資分野ごとの最低賃金率の提案を国家委員会に提出する(同法9条(a))。

2013年12月5日時点においては、具体的な最低賃金額は未だ公表されておらず、公表された場合には、当該額を下回る賃金額を規定している企業は直ちに適切な対応をする必要がある。

### 第6 社会保障法

#### 1 施行時期

社会保障法(The Social Security Act)(1954年)を改正する形で、2012年8月31日に成立した。2013年12月5日時点においては施行されておらず、施行日は未定である。同法の施行日までは、1954年社会保障法が有効である。従来の社会保障法と異なり、失業保険制度が新設される等、より労働者保護に資する内容となっている。

#### 2 社会保障制度

本法では、製造業や金融業等の規定の業種において規定の人数以上の労働者を雇用している企業は社会保障制度に加入しなければならないとされている(社会保障法11条(a))。強制加入の対象外の業種は非営利組織等であるため(同法12条(a))、外国企業は原則として強制加入の対象となる。

社会保障制度の内容としては、健康社会医療保険制度(病気または妊娠に対する医療給付および給付金、葬儀給付等)、家族支援保険制度(一定の子供への教育給付金、自然災害時の支援等)、就労不能給付、老齢退職年金、遺族年金保険制度、失業保険制度、その他の社会保障(社会保障住宅等)が存在する(同法13条)。

保険料の負担に関し、労働・雇用・社会保障省は、連邦政府の承認を得た上で、労働者の月給に基づき、使用者および

労働者が社会保険基金に対して支払う保険料の率を通知により決定する(同法17条)。使用者は、保険料を労働者の給与から控除して、使用者が負担する保険料とともに、社会保険基金に対して支払う(同法18条(b))。

施行規則の制定時期は未定であるため、今後の動向に留意する必要がある。

以上

弁護士  
行方國雄  
(1954年生)

Kunio Namekata  
直通 / 03-6438-5503  
MAIL / knamekata@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / M&A / アライアンス / コーポレートガバナンス / 起業・株式公開支援 / 商事関連訴訟 / 国際訴訟・仲裁・調停・ADR / 東南アジア / 医療 / ヘルスケア / バイオ / IT・通信

【登録、所属】

第二東京弁護士会(1979)  
ニューヨーク州(1995)

弁護士  
堤 雄史  
(1985年生)

Yuji Tsutsumi  
直通 / 03-6438-5326  
MAIL / ytsutsumi@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / 商事関連訴訟 / 人事制度の構築・運用 / M&A、IPOにおける労務デュー・デリジェンス / 労働審判・労働関係訴訟等への対応 / 組合対応等 / 出入国関連 / 東南アジア

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2010)

## Russia's Offshore Fields Projects: Fiscal (and Shelf Operations) Relief Has Come

Brian L. Zimmler/Morgan Lewis  
(TMI Joint Venture)

—— コーディネーター：弁護士 白井勝己

Russia's much anticipated fiscal incentives package in support of the new Rosneft offshore fields E&P projects with IOC partners — so far ExxonMobil, Eni and Statoil (and, prospectively, Gazprom's with Shell and others), has been signed into law on 30 September. It will also benefit current and future licensees of certain other offshore fields (including on the Caspian Sea).

This Incentives Law, most of which comes into force on 1 January 2014, essentially flows from Government Directive No 443-r of April 2012, with some useful / needed expansions — notably on transfer pricing, a few other lobbied improvements, and of course much implementing detail. And some useful refinements to the Continental Shelf Law have been enacted with the package as well — simplifying the regime for offshore

development activities of field licensees and their contracted operating companies (typically now foreign-incorporated JVs with an IOC partner).

Earlier this year we reported in detail on these impending reforms (see AIPN Advisor April 2013, and Oil & Gas Journal June 2013), and we refer readers wanting such fuller background / context to either of those articles. Here we offer only summary treatment of what is now enacted — by amendments to Russia's Tax Code (TC), Customs Tariff Law (CTL), and Continental Shelf Law (CSL). We also just note here the following related legal developments — the first already in place, the second expected soon, and the third still a work in progress:

■ Various important MET and ECD incentives have been enacted into the TC and the CTL earlier this year for hard-to-extract oil at onshore fields (taking account of low porosity, high viscosity, degree of depletion, etc.) — flowing from Government Directive No. 700-r of May 2012. These reforms will benefit a number of Russian producers and their IOC partners in a coming wave of projects. The details are quite technical, more the Big 4's and in-house experts' than our domain.

■ As is widely reported, Gazprom's gas export monopoly will likely be diluted quite soon at least for LNG, within certain controlled bounds. We are following this draft law development closely, and will report on it once enacted.

■ There is some movement on various fronts toward state imposition of increased E&P project goods and services localization requirements (in part stated to be "voluntary", for state-company licensees) – especially with regard to the new offshore and hard-to-extract field projects where fiscal incentives are being given. We are also monitoring this area.

(1) Federal Law on Introduction of Amendments to Parts One and Two of the Tax Code of the Russian Federation and Certain Other Legislative Acts of the Russian Federation in Connection with Implementing Measures of Tax and Customs-Tariff Stimulation of Activities Involving Extraction of Hydrocarbons Raw Materials on the Continental Shelf of the Russian Federation, No. 268-FZ.

*This paper is for general briefing / orientation purposes only. It is not intended and should not be taken as legal advice for any particular project or set of facts. Qualified legal advice should be obtained for any such particular project or set of facts*

*For further information, you may contact Jon Hines (+7 495-212-2552, jhhines@morganlewis.com), Alexander Marchenko (+7 495-212-2534, amarchenko@morganlewis.com) or Katsumi Shirai (03-6438-5511, kshirai@tmi.gr.jp, TMI Associates)*

弁護士  
**白井勝己**  
(1966年生)

**Katsumi SHIRAI**  
直通 / 03-6438-5686  
MAIL / kshirai@tmi.gr.jp

**【主な取扱分野】**

プロジェクト・ファイナンス  
証券化・流動化・REIT  
ストラクチャード・ファイナンス  
太陽光発電・その他自然エネルギー

**【登録、所属】**

第二東京弁護士会(1995) / ニューヨーク州(2004) / 国際委員会(1996) / 高齢者の財産管理委員会(1998-2000) / 両性の平等委員会(2001-2002) / 司法改革推進二弁本部裁判員裁判実務検討会(兼)裁判員制度対策部会(2005-2007) / 裁判員裁判実施推進センター委員会(東京第二弁護士会)(2008-) / 裁判員裁判実施本部会(日本弁護士会)(2008-) 特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ運営顧問(2009-) / 日本弁護士連合会人権擁護委員会(2012-)



## 中国商標法第3次改正について

—— 外国法事務弁護士 何 連明  
—— 弁理士 林 美和

10年近く検討されていた中国商標法第三次改正が2013年8月30日、第12回全人代常務委員会第四次会議において公布され、2014年5月1日より施行される予定である。主な改正ポイントを、以下ご紹介する。

### 第1 商標の保護対象の拡大(第8条及び第10条)

現行法において商標登録が可能な標章は、文字、図形、アルファベット、数字、立体商標、色彩の組み合わせ及びこれらの組み合わせであるが、これに音声<sup>1</sup>が追加される(第8条)。

また、登録を受けられない商標として、中国の「国歌」「軍歌」と同一又は類似のものが追加された(第10条)。

### 第2 多区分制への移行及びオンライン出願の導入(第22条)

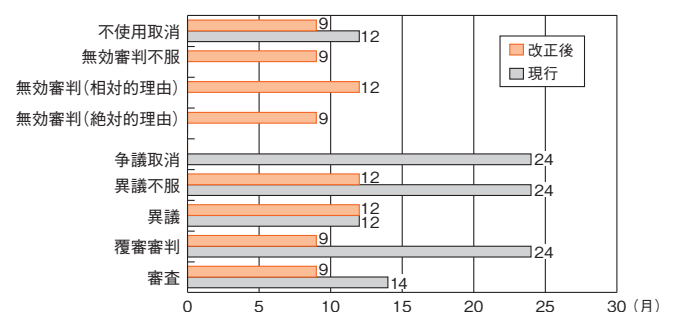
現行法では一商標一区分制が採られており、区分ごとに出願する必要があるが、今回の改正で、多区分制が導入されること

となった(第22条2項)。また、これまでは限定的に認められていたオンライン出願が全面的に可能となる(第22条3項)。

多区分制導入後の料金については、未だ明らかにされてはいないが、出願の便宜が図られ、商標出願にかかるコスト軽減が期待される。

### 第3 商標審査・審理期間の法定化(第28条、第34条、第35条、第44条、第45条、第49条、第54条)

中国ではかねてより審査の遅延が問題視されていたが、今回の改正により、審査・審理期間を法定化することで、迅速化が図られることとなった。以下、現在の平均処理期間と改正後の法定処理期間をまとめたグラフを示す。



これにより、例えば現在平均して2年ほど要している出願

の審査が、9ヶ月以内に大幅に短縮されることとなり、タイムリーな権利保護が期待されるが、その一方で、審査員の大幅な増員が必要となり、審査の質の低下が懸念される。

#### 第4 審査段階における説明・補正が可能に(第29条)

現行法下では、審査において拒絶理由が発見された場合、日本でいうところの拒絶理由通知が発せられることなく拒絶査定(中国では「拒絶決定」)が発行されていたが、改正後は審査段階において商標局が必要があると考えられる場合には、出願人に対し、説明・修正を要求できる旨規定されることとなった。

これにより、出願人には拒絶決定前に意見を述べ、軽微な瑕疵を補正する機会が与えられる可能性があるが、今回の改正において審査の迅速化を図るために審査期間が法定化されたこともあり、実際には積極的に活用されないのではないかとも懸念される。

#### 第5 冒認／悪意の出願抑止対策

冒認／悪意の出願抑止対策についても以下のとおり改正が予定されている。

##### ❶ 出願と使用における信義誠実の原則を明文化(第7条)

商標の出願と使用において信義誠実の原則に従わなければならないことが明文化された。

##### ❷ 欺瞞的性格を持つ商標や大衆に品質産地出所を誤認混同させる商標の使用禁止(第10条7項)

商標として使用してはならない標識として、「欺瞞性を帯び、商品の品質等の特徴または産地について公衆に誤認させやすいもの」が追加された。

##### ❸ 他人の未登録商標と同一・類似品にであることを知りながら出願した場合、商標登録を認めない(第15条2項)

これまで中国現地の取引先等による抜け駆け出願が問題となり、これについて2010年には司法解釈も出されていたが、今回の改正で明文化されることとなった。具体的には、同一又は類似の商品において登録を出願した商標について、それが他人が先に使用した未登録商標と同一又は類似であり、出願人が当該他人と契約、業務取引関係又はその他の関係を有していることで、その当該他人の商標の存在を知っていた場合には、当該他人が異議を申立てにより、商標登録を拒絶することが規定されることとなった。

これにより、例えば、日本企業の中国代理店又はOEM生産の委託先等が、その販売又は製造する商品に使用されてい

る商標を中国で出願した場合、本項に当該することとなり、抜け駆け出願に対する有力な防御策となることが期待される。

##### ❹ 商標代理人による信義則遵守と違反時の罰則強化(第68条)

中国では、商標出願の代理機関になるために特別な資格は必要とされていないことから、悪質な商標代理人による冒認出願等が横行していた。そこで、今回の改正において商標代理人が冒認出願を行うことを禁止する条項及び違反した場合の罰則規定が新たに設けられた(第68条)。

具体的には、商標代理機構が禁止事項に違反した場合、工商行政管理部門は期限を定めて是正を命じ、警告を与え、1万元以上10万元以下の過料を科すとともに、直接に責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対しては、警告を与えた上で5千元以上5万元以下の過料を科す。さらに、犯罪を構成する場合には刑事責任も追及されることとなった。

#### 第6 異議申立不成立時の不服審判請求の廃止(第35条2項)

現行法では、異議申立を認めない旨の決定がなされた場合であっても、当該決定に対して不服申立を行うことができるが、今回の改正により申立人による不服申立制度は廃止されることとなり、異議申立が不成立の場合、申立人は無効審判を請求しなければならないこととなった。一方で、異議申立が認められた場合、出願人は依然として不服申立が可能であることから、冒認出願対応という観点からは改悪ともいえる。

#### 第7 異議申立人及び無効審判請求人(第33条、第44条)

現行法では異議申立は「何人も」行うことができるとされているが、改正後は異議理由により異議申立人が限定されることとなった。具体的には、商標法第13条第2項、第3項、第15条、第16条第1項、第30条、第31条、第32条を根拠とする場合は、先権利者、利害関係者のみが申し立てを行うことができると改められる。なお、商標法第10条、第11条、第12条を根拠とする場合は引き続き何人も異議を申し立てることができる。

相対的理由(先行権利者又は利害関係人)	絶対的理由(何人も)
第13条2項及び3項：馳名商標	第10条：一般的拒絶理由(国旗等)
第15条：代理人又は代表者による不正出願	第11条：識別力違反
第16条1項：地理的表示	第12条：立体形状要件違反
第30条&第31条：同一又は類似商標	
第32条：先行権利侵害又は抜け駆け出願	

また、現行商標法では、無効理由の如何にかかわらず、何

人も登録商標の無効宣告の請求を求めることができるとされているが、今回の改正により、以下のとおり商標の絶対的禁止条件に違反した場合及び不使用取消の場合を除き、先権利者及び利害関係者のみが、無効宣告を請求できると改められた。

第44条第1項：登録商標が商標法第10条、第11条、第12条の定め違反し、又は欺瞞的手段或いはその他の不正手段により取得したものである場合、何人も商標審査委員会に対して当該登録商標の無効宣告を求めることができる。

第45条第1項：登録商標が商標法第13条第2項及び第3項、第15条、第16条第1項、第30条、第31条、第32条の定め違反した場合、当該人商標が登録された日から5年以内であれば、先権利者又は利害関係者は商標審査委員会に対して当該登録商標の無効宣告を求めることができる。

## 第8 先使用商標の保護に関する規定の新設 (第59条第3項)

登録商標の出願前に、商標権者より前から第三者が当該登録商標と同一又は類似商品について、当該登録商標と同一又は類似の商標を使用し、かつ、一定の影響力を有していた場合には、商標権者は先使用者が使用していた範囲において継続して当該商標を使用することを禁止することはできないとする規定が新設されることとなった。ただし、商標権者は、登録商標と区別するために、適切な標識を付けることを求めることができる。

## 第9 商標の使用義務(第64条)

今回の改正により、商標権者又は専用権者が損害賠償を求め、被疑侵害者が商標権者が登録商標を使用していないことをもって抗弁する場合、人民法院は登録商標権者に直近3年間に当該登録商標を実際に使用した証拠の提供を要求することができることとなった。これにより商標権者が直近3年間に当該登録商標を実際に使用したことを証明できず、権利侵害行為により受けたその他の損失も証明できない場合、被疑侵害者は賠償責任を負わない。

## 第10 侵害行為及び民事的賠償規定

今回、侵害行為及び民事的賠償規程についても改正が行われることとなったが、主な改正点は以下のとおりである。

### ❶ 侵害者への協力者に対する規定強化(第57条6項)

現在商標法実施条例に規定されている「故意に他人の商

標専用権を侵害する行為に便宜を図り、他人の商標専用権侵害行為の実施を幫助」する行為が条文に格上げされることとなった。これにより、直接侵害行為を実施していないが、当該行為を幫助している個人にも相応の責任を負わせることができることが明確化された。

### ❷ 懲罰規定の新設と再犯者への処罰の強化(第63条1項、第60条2項)

悪意による侵害について、情状が重大な場合は、権利侵害により実際に受けた損失、又は権利侵害により得た利益又は当該登録商標の使用許諾費用の1倍以上3倍以下の額を賠償金額とすることが可能となった(63条1項)。

また、5年以内に2回以上の商標権侵害行為を行った場合、又はその他情状が深刻な場合は、より重い処罰が処されることとなった(第60条2項)。

いわゆる懲罰規定が導入され、再犯者に対する罰則が強化されたことは歓迎すべき点であると考えられる。

### ❸ 商標権侵害に対する法定賠償額の幅の引上げ(第63条3項)

現行法では、商標権侵害事件における損害賠償額は、まず侵害者が侵害行為により得た利益(現行法第56条1項)又は被侵害者(商標権者)が被った損失(同2項)に基づき確定し、確定できない場合には、裁判所の裁量において50万元以下の範囲で賠償額(法定賠償額)を定めることとされているが、実際にはほとんどのケースにおいて裁判所が賠償額を定めている。

今回の改正で、現行法では50万元以下とされていた法定賠償額が300万元まで引き上げられることとなり、高額賠償の確定や侵害の抑止効果が期待される。

現行法	改正法
第56条	第63条
1) 侵害行為により得た利益	1) 侵害行為により得た利益
2) 被侵害者の損失 + 侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出	2) 被侵害者の損失
3) RMB500,000以下	3) 商標の使用許諾料の倍数
	4) 懲罰賠償：上記算出方法で確定した金額の1倍以上3倍以内 + 侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出
	5) RMB3,000,000以下
	※使用していない商標については賠償責任なし

## 第11 馳名商標の認定と利用の適正化(第14条)

2002年以降、従来の官庁主導の馳名商標認定が中止され、具体的な事案においてのみ認定されるようになったが、近年、広告・宣伝に「著名商標」の標識が濫用されるケースが多発し、消費者の誤解を招く恐れが生じていた。そこで、今回の改正において馳名商標の認定はあくまでも商標権保護の

ために行われることを前提として、「馳名商標」の標識の商業活動における利用が禁止されることになった。

具体的には馳名商標の認定は当事者の請求に基づき、商標局、商標審査委員会又は人民法院が、具体的な案件を解決するために必要と判断される場合においてのみ、認定を行うことが明文化された(第14条1項)。

## 第12 商標ライセンス契約の効果の明確化(第43条)及び譲渡手続の厳格化(第42条)

中国では、商標権者が第三者に商標の使用を許諾する際、使用許諾契約書を商標局に届け出なければならないとされているが、今回の改正により届出があった旨が公告され、届出を行っていない場合には善意の第三者に対抗できないことが明確化された。

## 第13 商標の譲渡手続の厳格化(第42条)

現行法においても、登録商標を譲渡する際、商標権者はその同一商品において登録した類似商標、或いは類似商品において登録した同一或いは類似商標を一括で譲渡しなければならないとする規則が存在するが、今回の改正により当該

規則が条文に格上げされることになった。

さらに、混同を招きやすい或いはその他の不良影響が生じるおそれのある商標の譲渡を許可しない旨の規定が新設され(同3項)、商標権譲渡に関する審査がさらに厳しくなることが予想される。

## 第14 商標権の延長申請(第40条)

現行法では、商標権の登録更新申請は期間満了前6ヶ月以内に行うことができるとされていたが、今回の改正により期間満了前12ヶ月以内に行うことができるようになった。

## 第15 商標と商号の衝突(第58条)

これまでは商標と商号が衝突する場合の規定が存在しなかったが、今回の改正により、他人の登録商標、未登録の著名商標を企業名称の商号として使用し、公衆に誤認させた場合、不正競争行為に該当し、「反不正当竞争法」に従って処理するものとする明文化されることとなった(第58条)。

これにより、他人の登録商標又は未登録の著名商標を商号として使用する行為も不正競争行為とされ、フリーライド行為に対する防御策になると考えられる。

外国法事務弁護士  
**何 連明**  
(1964年生)

Lianming He  
直通 / 03-6438-5581  
MAIL / hlianming@tmi.gr.jp



### 【主な取扱分野】

中国 / M&A / 著作権 / 商標 / 意匠 / IT関連 / リスクマネジメント / 破産・特別清算 / 商事関連訴訟 / 知財訴訟・審判 / カルテル・談合 / 国際カルテル / 企業結合 / 人事制度の構築・運用 / M&A、IPOにおける労務デュー・ディリジェンス / 労働審判・労働関係訴訟等への対応 / 組合対応等 / 出入国関連 / 不動産投資 / 開発 / 銀行・証券・保険・信託

### 【登録、所属】

北京市司法局(1989)  
第二東京弁護士会(1999)

弁理士  
**林 美和**  
(1971年生)

Miwa Hayashi  
直通 / 03-6438-5662  
MAIL / mhayashi@tmi.gr.jp



### 【主な取扱分野】

意匠 / 商標

### 【登録、所属】

日本弁理士会(2004)  
日本弁理士会意匠委員会委員(2008～)、同会副委員長(2009～2012)、同会委員長(2013)  
日本商標協会デザイン委員会 委員(2009～)

## インド土地収用法改正

— 弁護士 平野正典

— 弁護士 白井紀充

— 外国法事務弁護士(インド法) Ray Vikram Nath

### 第1 総論

インドでは、政府が、インフラ・住宅整備や工業用地確保等のために土地収用を行う際、長らく1894年土地収用法(以下、

「旧法」といいます)が根拠法として用いられてきました。

しかし、旧法では「公共の目的」や「緊急の必要性」がある場合に政府が土地を収用することができるとされていますが、その具体的内容が不明確でした。また、土地所有者の権利が十分に保護されておらず、土地所有者が代替地に移り住むための十分な補償を得られなかったため、頻りに開発当局との紛争が生じ、ひいては企業による工場建設等の大きな妨げになっていました。最近の事例では、インド最大の自動車メーカーであるタタ・モーターズを誘致するために、西ベンガル州政府が約400エーカー(160万㎡)の農地の強制収用を行った際、当

該土地を所有する農民の売却希望価格の半額程度(補償)で収用が行われたことから、不満を募らせた農民の過激な反対運動が約2年に亘り続きました。最終的にタタ・モーターズは、工場がほぼ完成していたにもかかわらず当該土地から撤退せざるを得なくなり、多額の損失を被ったといわれています。

今般、旧法のこれらの問題点を踏まえた改正法案("THE RIGHT TO FAIR COMPENSATION AND TRANSPARENCY IN LAND ACQUISITION, REHABILITATION AND RESETTLEMENT ACT, 2013")(以下、「新法」といいます)がインド連邦議会において可決され、新法は2014年1月1日に施行されました。

新法においては、旧法における上記の問題点を踏まえた上で、後述する土地所有者及びその土地に生活の基盤を有する者(以下、「土地所有者等」といいます)の権利保護のための様々な規定が設けられています。それらの規定により、収用地の土地所有者等に対して十分な手続保障及び金銭的補償を与えることで、土地収用における土地所有者等との紛争が防止されることが期待されています。このように、土地所有者等の保護を重視した土地収用に関する法律が整備されることは、土地所有者等の保護のみならず、政府によるインフラ整備や企業誘致の円滑な実施に繋がるともいえます。

## 第2 新法の特徴

### 1 収用要件の明確化

旧法においても政府による土地収用は一定の「公共の目的(Public Purpose)」がある場合に認められるとされていますが、新法においては、(i)戦略的目的(軍事関連)、(ii)インフラに関するプロジェクト、(iii)プロジェクトにより影響を受ける者に土地を与える場合等、具体的な例示が掲げられ、土地収用を行うための要件が明確にされています(新法第2条)。

また、「緊急の必要性(Urgent Requirement)」がある場合にも政府による土地の収用が認められていますが、旧法においてはその定義が不明確であったため政府による恣意的な運用が可能な状態にありました。新法において、「緊急の必要性」がある場合については、国防、国家の安全保障、自然災害又は国会が承認した非常事態に対処するために土地を収用する場合に限定される旨規定されています(新法第40条(2))。

### 2 補償内容の拡充

旧法においては、収用地の評価額の算定方法が不透明であり、土地所有者に十分な補償金が与えられないという問題点がありました。新法においては、土地の評価額の算定方法に関する詳細な規定が設けられ、特に農村部において公正な評価額が算定されるよう配慮されています(新法第26条(2))。また、土地所有者が得る補償金等にかかる所得税や新法のもとで締結された契約にかかる印紙税<sup>(1)</sup>は免税とされています(新法第96条)。

次に、旧法にはなかった再移住/再定住(Resettlement &

Rehabilitation)に関する規定が新設され、再移住/再定住の際に土地所有者等に対して提供すべき基礎的な設備が列挙されています(新法第32条別紙3)。補償対象についても、土地所有者に加え、収用地に生活基盤を有した者に対しても再移住/再定住に関する規定が適用されることとなり、著しく拡張されることになりました(新法第31条、3条(C)(ii))。

さらに、これらの補償金の支払いと再移住/再定住の確保が、土地収用を行う際の前提条件とされており、土地所有者等をより手厚く保護しています(新法第38条)。

### 3 土地所有者等への手厚い手続保障

土地の収用に先立ち、Social Impact Assessment Study(社会的影響評価)を専門家グループにおいて実施することが義務付けられています(新法第41条)。かかる手続において、収用の対象となる土地所有者等は土地収用に対する異議を述べる機会が与えられています(新法第5条)。

また、官民パートナーシップ(Public-Private Partnership)プロジェクトのための土地収用の場合、事前に土地所有者等の70%以上の同意を取得する必要がある、公共目的のビジネスを行う私企業のための土地収用の場合には、80%以上の同意を取得する必要があります(新法第2条(2)(b))。

### 4 目的外の土地利用の防止

新法においては、収用地が収用後5年以内に当初の目的通りに使用されない場合、かかる収用地は旧土地所有者又は州政府に返還することとされています(新法第101条)。

また、収用地が開発されることなく収用時から5年以内に第三者に対し高値で譲渡された場合、値上がり分の40%を旧土地所有者に分配しなければならない旨規定されています(新法第102条)。

### 5 私企業による土地取得への適用

新法は専ら政府による土地収用を規制の対象にしてはいますが、私企業による土地開発においても一定の規模を超える場合には、規制の対象となります。すなわち、州政府において定められた一定の面積以上の土地を取得する場合、前述の再移住/再定住に関する規定が適用され、当該私企業は、土地所有者等に対し、再移住/再定住の措置を講ずる必要があります(新法第46条)。そして、再移住/再定住に関する手続が履践されない場合、土地の使用目的を変更することができず、開発の目的を達成できないこととなります。

### 6 監視制度

新法に基づく適切な土地収用の実施を担保するための各種監視制度が設けられています(新法第48条、51条)。例えば、中央政府及び州政府のレベルで監視機関を設け、再移住/再定住のための手続が適切に履践されているかを監視することが予定されています。

## 第3 新法の課題及び日本企業への影響

新法に対しては、土地収用を巡る従前の紛争は一定程度



解消されるものの、補償金額の高額化、再移住／再定住に関する手続及び土地所有者等からの同意取得に伴う手続の長期化、コストの増加の可能性が指摘されています。また、長期間にわたる大規模プロジェクトにおいて、土地の収用開始から土地利用までに新法が定める5年(前述第2、4 参照)が経過し、プロジェクトに支障をきたすこともありえます。

日本企業がインドに進出する場合、政府により開発された工業用地等を賃借するケースが多いと思われませんが、新法の施行により、政府による土地収用の対価が上がることで予

測され、日本企業が支払う賃借料にもその影響が及ぶことが懸念されます。一方で、新法のもとで収用された土地については(今後各州において定められる細則や具体的な運用状況を確認する必要がありますが)、土地収用後に旧土地所有者等との間で紛争が起こるリスクが低くなることが期待されます。新法により安心して土地を取得しビジネスを始めることができるようになれば、インドに進出しようとする日本企業の後押しをする一材料となりそうです。

- (1) インドにおいて印紙税率は州によって異なりますが、概して高額な場合が多い。  
 (2) 法案段階では「農村部において100エーカーを、都市部において50エーカーを超える土地」との記載が存在したため、かかる数字が一定の目安になると考えられます。

## コラム

### インドの不動産登記制度

インドにおいてビジネス用の土地を確保する場合、土地の所有権を取得するのではなく賃貸借によるのが一般的です。その主な理由の一つとして、インドにおける不動産登記制度をあげることができます。インドでも日本と同様に土地の私有が認められており、土地の取引があった場合にはその旨の登記をすることが必要となります。しかし、インドでは土地の権利者そのものを登記する制度はなく、「不動産取引に関連する書類」(売買契約書等)を登記する制度が存在するに留まります(1908年インド登記法)。このような登記制度の下においては、真の権利者を特定することが難しく、買主は取引後も真の権利者による訴訟提起等のリスクを抱えることになります。

もっとも、かかる弊害を克服するため、現在、土地の所有者を登記する制度の導入が進められており、既に幾つかの州では実施されています。それらの州では、土地の売買は特定の形式に則った方法で行われ、土地の権利者に関する情報はインターネットで公開されます。そして、不動産の買主は登記された所有者から買受けることで、後日真の所有者が現れて紛争に巻き込まれるという事態を避けることができます。いずれはインド全土での実施を目標としているようですが、実現するのはまだ先のことになりそうです。

以上

弁護士  
平野正弥  
(1972年生)

Masaya Hirano  
直通 / 03-6438-5535  
MAIL / mhirano@tmi.gr.jp



弁護士  
白井紀充  
(1980年生)

Norimitsu Shirai  
直通 / 03-6438-5543  
MAIL / hshirai@tmi.gr.jp



#### 【登録、所属】

東京弁護士会(1999)  
ニューヨーク州(2005)

#### 【主な取扱分野】

一般企業法務 / M&A / アライアンス / コーポレートガバナンス / 起業・株式公開支援 / コーポレート・ファイナンス / ストラクチャード・ファイナンス / プロジェクト・ファイナンス / 証券化・流動化・REIT / 著作権 / メディア / エンタテインメント / スポーツ / IT関連 / 商事関連訴訟 / 国際訴訟・仲裁・調停・ADR / 企業結合 / 不動産投資 / 開発 / 東南アジア / その他国際法務 / 医療 / ヘルスケア / バイオ / IT・通信 / ファンド / エマージング・カンパニー /

#### 【登録、所属】

第一東京弁護士会(2012)

#### 【主な取扱分野】

一般企業法務 / 起業・株式公開支援 / 消費者関連法 / 破産・特別清算 / 商事関連訴訟 / 刑事訴訟 / 国際訴訟・仲裁・調停・ADR / カルテル・談合 / 国際カルテル / 下請法 / 出入国関連 / 東南アジア / その他国際法務 / アンチダンピング・関税対応

外国法事務弁護士(インド法)  
Ray Vikram Nath  
(1981年生)

直通 / 03-6438-5514  
MAIL / rhath@tmi.gr.jp



#### 【登録、所属】

インド(2003)

#### 【主な取扱分野】

一般企業法務 / M&A / 起業・株式公開支援 / 著作権 / 商標 / 商事関連訴訟 / 知財訴訟・審判 / 刑事訴訟 / 国際訴訟・仲裁・調停・ADR / 消費者対応 / 私的独占・不公正な取引方法 / 企業結合 / 下請法 / 景品表示法 / 人事制度の構築・運用 / M&A、IPOにおける労務デュー・ディリジェンス / ブランド / IT・通信 / 人材・教育・福祉

# シンガポールにおける 新たな外国人労働者規制について

TMI総合法律事務所シンガポールオフィス

## 第1 はじめに

シンガポール国民は主に中国、インド、インドネシア及びマレーシアからの移民の子孫からなる。これらの移民や外国人労働者が建国からの人口増加に貢献し、現在の多民族国家の基礎を作り上げた。積極的な外国人の受け入れは、労働力及び人口増加による経済的発展につながるとして、建国当初からリー・クアン・ユー元首相を中心に強く推進されてきた政策である。

しかしながら、外国人の急増による不動産の高騰、交通渋滞、シンガポール国民の雇用機会の減少等を理由に、国民による外国人に対する不満や政府への圧力が高まっており、政府は積極的な外国人受け入れ政策の転換を迫られている。シンガポール労働省(Ministry of Manpower、以下「MOM」という。)の統計資料によれば2007年から2013年にかけても外国人労働者は増加傾向にあるものの、2009年末のリー・シェンロン首相による外国人労働者の流入を抑制していく旨の公約を皮切りに、今日に至るまでシンガポール政府は様々な外国人労働者に対する規制政策を打ち出している。

この外国人労働者に対する規制政策の一環として、2013年9月、シンガポール政府は外国人労働者の雇用及び就労ビザであるエンプロイメント・パス(Employment Pass、以下「EP」という。)の申請に関して「Fair Consideration Framework」と呼ばれる新たな規制(以下「FCF規制」という。)を発表した。FCF規制は、雇用者に対して、雇用予定の外国人労働者についてEP申請を行う前に、シンガポール人の雇用を公平に検討することを義務づけるものであり、シンガポールに拠点を置く外国企業にとって新たな負担となり得る制度である。そこで、本稿では、シンガポールにおける就労ビザ及びFCF規制について概説する。

## 第2 シンガポールにおける就労ビザ

### 1 就労ビザの種類

外国人がシンガポールで就労するためには就労ビザの取得が必要である。就労ビザは主に3つのカテゴリーに分類されており、プロフェッショナル向け、中間技能労働者(mid-level skilled workers)向け及び低技能労働者(skilled and semi-skilled workers)向けの就労ビザで構成される。

プロフェッショナル向けの就労ビザにはEP、パーソナライズド・エンプロイメント・パス(Personalized Employment Pass)及びアントレ・パス(EntrePass)の3種類のビザがあり、

企業家や投資家、高学歴の専門職及び管理職が対象となる。このうち駐在員用の就労ビザとして一般的に日系企業によく利用されるのはEPである。

中間技能労働者向けのビザはSパス(S Pass)と呼ばれ、技術者などの技能労働者で月給が2,200シンガポールドル以上の労働者が対象となる。低技能労働者向けのビザは労働許可証(Work Permit)と呼ばれ、主に肉体労働者や家事労働者が対象となる。

### 2 EP発給要件

外国人駐在員が主に取得するEPは更にP1、P2、Q1の3種類に分かれており、2013年12月現在、それぞれの発給要件は以下のとおりである。<sup>(1)</sup>

EPの種類	発給要件
P1 Employment Pass	・管理職及び専門職従事者 ・月額固定給料が8,000シンガポールドル以上、及びMOMがEP発給可能とみなす学歴・資格保持者
P2 Employment Pass	・管理職及び専門職従事者 ・月額固定給料が4,500シンガポールドル以上、及びMOMがEP発給可能とみなす学歴・資格保持者
Q1 Employment Pass	・若年層：高学歴で、月額固定給料が3,000シンガポールドル以上の者、又は ・経験層：期待される職務経験を有し、能力に応じた月額固定給料を支払われている者(若年層に比べて高額であること)

上記発給要件のうち、「MOMがEP発給可能とみなす学歴・資格」について具体的なガイドラインは公表されておらず、「若年層」及び「経験層」の具体的な年齢についてもMOMは明言していない。一般的にはEPは管理職や大学卒業者を対象にするものとして理解されているものの、MOMはケース・バイ・ケースで独自の審査基準に基づいてEPを発給するか否かの判断を行っている。そのため、上記の発給要件を満たしていてもEPが発給されないケースもあり、反対に上記の発給要件を満たしていてもシンガポール政府がシンガポールにおいて当該外国人の需要が高いとみなした場合等にはEPが発給されるケースも稀にある。

## 第3 FCF規制の概要

### 1 FCF規制の具体的内容<sup>(2)</sup>

FCF規制は、シンガポール国民に公平な雇用機会を与えることを目的としており、その内容は多岐に渡っているが、主な規制内容は以下のとおりである。

#### ① Job Bankにおける求人広告の掲載

2014年8月1日以降、外国人を雇用するためにEP申請を行う予定の企業は、申請に先立って、EP申請を行う<sup>(3)</sup>

予定の外国人労働者の労働条件と同条件の求人広告を、シンガポール労働力開発庁(Singapore Workforce Development Agency)が運営するJob Bankと呼ばれるオンラインの求人募集サイトに最低14日間掲載する義務(以下「求人広告掲載義務」という。)を負うこととなる。

求人広告はMOMのガイドライン「Tripartite Guidelines on Fair Employment Practices」に従った内容のもので、かつ、職種、応募締切日、要求される能力、資格、経験及び給与額を明記する必要があり、国籍を指定した求人広告は避けるべきとされている<sup>(4)</sup>。なお、2014年8月以降は、FCF規制を遵守していることを示すため、EP申請の際に当該広告IDを明記しなければならない。

FCF規制は、新たに外国人を雇用する雇用者に、求人広告掲載義務を課すものであり、Job Bankを通じて応募してきた者を雇用する義務までを課すものではない。そのため、Job Bankを通じて応募があった場合でも、公平な判断の結果、求人条件に合わないとして不採用とすることも可能であるが、国籍(シンガポール人であること)のみを理由として不採用とすることはできない。

なお、労働者が25名以下の企業で月額固定給料が12,000シンガポールドル以上の職種については求人広告掲載義務が免除される。但し、求人広告掲載義務が免除された企業であっても、国籍による差別的な採用方針を採っている場合には、MOMによる調査が行われることもあるため、これらの企業も能力や経験に基づく公平な採用方針を採る必要がある点に留意されたい。

## ② 差別的な人事・採用方針を採っている企業の識別

2014年の第一四半期から、MOM及びその他の政府機関は、人事や採用方法が差別的であり、改善の余地があると考えられる企業の識別を開始する。例えば、管理職・専門職レベルにおいてシンガポール人労働者の割合が著しく低い企業や、人事方針が国籍による差別的なものである企業等がこれに該当する。

これに該当する企業は、MOM等によって、労働者の国籍分布に関する情報が含まれる組織図、EP取得者への依存を解消する為のシンガポール人労働者育成計画書等を提出することが求められる。MOMの要請への対応が不十分であった場合、その後のEP申請の際の審査期間が長引く等、就労ビザ取得が更に困難になる可能性がある。

## ② FCF規制の施行

FCF規制の施行は段階的に進められる予定である。

### 第一段階

まず、2014年1月から、Q1タイプのEP取得について、若年層に関する給与基準が現在の3,000シンガポールドルから3,300シンガポールドルに引き上げられる。これに伴い、経験層の給与基準も現在の基準から引き上げられることになる。これは市場の給与の上昇傾向を汲んだ変更で、シンガポール人とEP取得者の給与水準の違いを理由に雇用者がEP取得者を多く採用するような事態を避けることを目的としている。

### 第二段階

次に、2014年の第一四半期から、第3(1)②に述べたMOM等による差別的な人事・採用方針を採っている企業の識別が開始される。

### 第三段階

2014年中旬頃には、Job Bankが開設される。

### 最終段階

最後に2014年8月1日より、Job Bankにおける求人広告掲載義務が課されることになる。

## 第4 終わりに

シンガポールにおいては、日本同様少子高齢化が進んでいるため、外国人労働者規制が打ち出されてきた近年でもなお、外国人労働者は不可欠な要素と考えられている。今回のFCF規制は、外国人労働者を完全に排除するためではなく、シンガポールの経済発展により貢献できるような人材のみを呼び込むための政策調整である。シンガポールの労働規制は短期間のうちに柔軟に変更されるため、既にシンガポールに進出している企業や、今後進出を考えている企業においては、今後も動向を注視する必要があるだろう。

なお、本稿は一般的な情報を提供する目的で作成されたものにすぎず、専門家としての法的助言は含まれていない点に留意されたい。

以上

(1) MOMのウェブサイト(<http://www.mom.gov.sg/foreign-manpower/passes-visas/employment-pass/before-you-apply/Pages/default.aspx>)より抜粋

(2) 2013年9月23日付MOMプレスリリース(<http://www.mom.gov.sg/newsroom/Pages/PressReleasesDetail.aspx?listid=523>)

(3) 既に他の企業でEPを保有している労働者が転職等により新たにEP申請を行う場合を含み、EPの更新は含まれない。

(4) 但し、シンガポール人のみを指定する求人広告は認められる。

# TMI月例セミナー紹介

TMIでは、皆様への情報提供の場として、毎月無料でセミナーを開催しております。2013年4月から7月までに開催しましたセミナーの概要は以下のとおりです。今後のセミナーのご案内につきましては、セミナー開催日の1ヶ月前を目処にTMIのHPの「Topics」(<http://www.tmi.gr.jp/information/topic/>)に掲載いたしますので、こちらをご参照いただき奮ってご参加いただければ幸いです。

**過去に開催されたセミナーについてご興味のある方は、下記までお問い合わせ下さい。  
[email]monthlyseminar@tmi.gr.jp**

## 1 第58回セミナー(平成25年4月19日、5月10日)

テーマ：平成25年定時株主総会への対応

講師：弁護士 清水真紀子、同 鈴木貴之

平成24年9月7日の法制審議会総会において「会社法制の見直しに関する要綱」が原案どおり採択され、要綱に基づく会社法改正法案が平成25年11月29日に閣議決定されるに至っておりますが、平成25年定時株主総会においては、今後改正が予定されている事項に前倒しで対応しておくことや、会社法改正の趣旨を踏まえて実施される証券取引所の規則改正に対応しておくこと等を検討する必要があります。また、平成25年定時株主総会の準備を進めるに際しては、株式相互保有の解消の動きに伴い重要性を増している機関投資家の議決権行使基準や議決権行使助言機関の助言基準を把握しておくことや、株主総会の運営に関する近時の裁判例を改めて確認しておくことも重要でした。そこで、本セミナーでは、近時の定時株主総会の傾向や会社法改正法案のポイントについても概観した上で、各講師の実務経験を踏まえ、平成25年定時株主総会を準備するにあたり留意しておくべきと思われる事項について、解説させていただきました。

## 2 第59回セミナー(平成25年5月17日)

テーマ：耐震改修にかかる法改正の動きについて

講師：弁護士 富田 裕、同 松村達紀

耐震改修促進法については、2013年11月25日に改正法が施行されました。改正法においては、床面積5000㎡以上の病院、店舗、旅館、体育館、老人ホーム、床面積3000㎡以上の小学校、中学校、床面積1500㎡以上の幼稚園、保育所などで耐震診断を義務化し、耐震診断結果がウェブ上で公表されることになりました。耐震診断の結果、耐震性なしと認定された場合、法律上耐震改修義務までないとしても、建物所有者は、人身事故発生時に工作物責任を負う可能性があり、事実上、耐震改修の圧力がかかるものと思われます。本セミナーでは、耐震改修促進法の改正内容、改正が民事上の責任に与える影響についてご説明しました。

## 3 第60回セミナー(平成25年6月14日、7月5日)

テーマ：「諸外国の不正競争防止に関する法制度について

～米国、中国、韓国、インド等の表示規制・営業秘密保護を中心に～

講師：弁護士 佐藤力哉、同 海野圭一朗、同 石堂瑠威、同 小林 亮

生産拠点及びマーケットのグローバル化に応じて、日本の企業が、外国において、デザイン・ロゴ等の無断使用等の問題や、外国企業との間における技術・ノウハウ等に関する情報漏洩の問題等に直面する機会は、日々増大しています。本セミナーでは、既に日本企業が多数進出している米国、中国、韓国、インド等を中心に、諸外国の不正競争防止法制のうち、主に表示に関する規制と営業秘密の保護について、具体的な裁判例等を交えながら、その基本的な仕組みをご説明しました。

# 書籍紹介



## 『ビジネス法律カトレーニング』

【著者】 淵邊善彦  
【発行日】 2013年11月15日  
【出版社】 日本経済新聞出版社  
【価格】 872円(税込)  
【判/頁】 新書判/200頁

本書は、法務部以外の方にも、広くリーガルセンスを身につけてもらうための入門書です。

そのため、あえてクイズ形式という読みやすい形をとって、最近の法律問題や時事ネタを取り上げてみました。

企業法務の主要テーマをカバーしていますので、研修(あるいは息抜き)の目的で広くご活用いただける内容です。経営者の方や営業の方にも法律の重要性を理解していただき、不祥事や紛争を未然に防ぎきつかけとなれば幸いです。



## 『ミャンマー・ビジネスの法務・会計・税務』

【著者】 堤 雄史ほか  
【発行日】 2013年12月17日  
【出版社】 中央経済社  
【価格】 3,570円(税込)  
【判/頁】 A5判/280頁

本書は、ミャンマーに長期間駐在し、ミャンマーの法律及び会計の実務に携わる日本人弁護士と会計士が、ミャンマーの法律、会計、税務を紹介した本です。具体的には、会社の設立手続、会社法、外資規制、不動産法制、労働法、知的財産法、監査、会計、税務等の12の項目に関して、法律上の規定のみならず、実務の運用についても執筆しております。ミャンマーに進出を検討している又は既に進出している企業・個人の方にご活用いただければ幸いです。

本ニューズレターで採り上げて欲しいテーマなど、是非、皆様の忌憚ないご意見・ご要望を下記までお寄せください。また、今後Eメールでの配信をご希望の方や送付先が変更となる方も、下記までご連絡ください。

(連絡先)編集部: TMI-newsletter@tmi.gr.jp 編集長: tnakada@tmi.gr.jp 03-6438-5534(直通) / TMIニューズレター編集部 編集長 弁護士 中田 俊明